

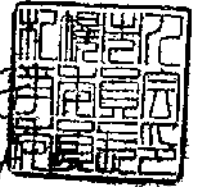
札幌市職員単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月18日

札幌市人事委員会

委員長 祖田井 里衣

札幌市人事委員会規則第



札幌市職員単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則

札幌市職員単身赴任手当支給規則（平成2年人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
<p>(均衡職員の範囲等) 第5条 (略) 2 (略) (1) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定による採用（同項に規定する退職をした日の翌日におけるものに限る。）をされたことに伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを</u></p>	<p>(均衡職員の範囲等) 第5条 (略) 2 (略) (1) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定による採用（同項に規定する退職をした日の翌日におけるものに限る。）又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48</u></p>

改正前	改正後
<p>得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務課所（勤務地の指定の発令を行う場合にあっては、勤務場所をいう。以下この号から第6号までにおいて同じ。）に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>(2)~(6) (略)</p> <p>(7) 第2号から第6号までの規定中「勤務課所を異にする異動又は在勤する勤務課所の移転に伴い」とあるのを「条例又は教育給与条例の適用を受ける職員以外の地方公務員、国家公務員又は地方住宅供給公社等に使用される者から引き続き条例又は教育給与条例の適用を受ける職員となり、これに伴い」と、「異動又は勤務課所の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員（人事交流等により条例又は教育給与条例の適用を受ける職員となった者に限る。）</p>	<p>号)第3条第1項若しくは第2項の規定による採用をされたことに伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務課所（勤務地の指定の発令を行う場合にあっては、勤務場所をいう。以下この号から第6号までにおいて同じ。）に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>(2)~(6) (略)</p> <p>(7) 第2号から前号までの規定中「勤務課所を異にする異動又は在勤する勤務課所の移転」とあるのを「条例若しくは教育給与条例の適用を受ける職員以外の地方公務員、国家公務員又は地方住宅供給公社等に使用される者から引き続き条例又は教育給与条例の適用を受ける職員となったこと」と、「異動又は勤務課所の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員（人事交流等により条例又は教育給与条例の適用を受ける職員となった者に限る。）</p> <p>(8) 第2号から第6号までの規定中「勤務課所を異にする異動又は在勤する勤務課所の移転」とあるのを「地方公務員法第22条の4第1項の規定による採用（同項に規定する退職をした日の翌日におけるものに限る。）又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項若しくは第2項の規定による採用をされたこと」と、「異動又は勤務課所の移転」とあるのを「採用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当するこ</p>

改正前	改正後
(8) (略)	<u>ととなる職員</u> (9) (略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。